

平成

十九年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)

平成十九年十二月十四日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成十九年十二月十四日 午前十時開議

- 第一 議第四十八号 五條市行政組織条例の一部改正について
議第 五十号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
議第五十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正について
議第 六十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について
消防庁舎建設工事について
- 第二 発議第十一号 消防庁舎建設工事の早期着工を求める決議
- 第三 議第四十五号 五條市人権総合センター条例の制定について
議第五十五号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議第六十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について
議第六十二号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第二号)議定について
岡町地内平成十九年度岡中継施設築造工事の計画中止について
- 第四 発議第十二号 岡中継施設築造工事の工事中止撤回と早期着工を求める決議
- 第五 議第四十六号 五條市五万人の森公園条例の制定について
議第四十七号 五條市上野公園等条例の制定について

議第五十三号 五條市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
西本	太田	川村	藤富	池上	益田	山田	山田	山田	峯林	西尾	北山	山本	花谷	佐間	寺本
幸洋	好紀	家廣	美恵	輝雄	吉博	由己	澄雄	宏政	彦和	和生	久和	昭典	正己	保己	凱一

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	吉
副市長	野
教育長職務代行者	勝
市長公室長	重
総務部長	和
生活産業部長	保
西吉野支所長	正
大塔支所長	康
消防本部次長	重
会計管理者	東
水道局長	堤
財政課長	阪
秘書課長	堂
	ノ
	中
	賢
	衛

十七番	黄
十八番	土
十九番	榮
二十番	大
二十一番	田
	原
	清
	孝

事務局職員出席者

庶務課長 大垣賢治
企画調整課長 山下正次

事務局長 長田雅光
事務局次長 乾田旬
事務局主任 西峯久美
事務局主任 笹谷美豊
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時四分再開

○議長（寺本保英）ただいまから、去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（寺本保英）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。
配付漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（寺本保英）日程第一、議第四十八号、議第五十号、議第五十一号及び議第六十号の四議案並びに消防庁舎建設工事についてを一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会黄木英夫委員長。

〔総務文教常任委員長 黄木英夫登壇〕

○総務文教常任委員長（黄木英夫）おはようございます。

ただいま議題となりました、議第四十八号、議第五十号、議第五十一号、議第六十号の四議案及び動議により付託されました「消防庁舎建設工事について」につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る七日の本会議において当委員会に付託され、十日午前十時から開会し、さらには、延会後の十二日午前十時から再開いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、採決をいたしたものであります。

始めに、議第四十八号 五條市行政組織条例の一部改正につきましては、集中改革プランに定めた職員の定数削減を達成するため、機構改革として西吉野支所と大塔支所を総務部の所管とするともに新しく上下水道部を設置し、併せて関係条文の整備をしようとするもので、委員から、「支所の組織・機能については重要な位置付けにあるが、今回の改正案は本庁の一局集中に偏り、支所の現状が全く考慮されていないものである。」とただしたのに対し、「今回の機構改革は全庁的な配慮に基づいており、基本的には行政サービスの低下は招かないよう検討し、人員配置の調整を図ってまいりたい。また、集中改革プランのもとで合理化やスピーディな対応が求められている中、手探りの部分や、利点に期待するところもあるが、行財政改革を念頭に、将来にわたり検討を要する課題である。」との答弁がありました。合併協議会における議論の経緯・経過を考慮して、市民感情に配慮した段階的な措置を望む意見がありました。また、委員から、独居老人の増加と郵政民営化法の施行等に伴う弊害の問題も生じており、更なる住民福祉の向上を求める意見に対しては、「時代と経済の変化に対応すべく、市民サービスの低下を招くことのないよう、いろいろな意見を参考にしてまいりたい。」との答弁がありました。さらには、地域審議会の協力を得て、市民が不自由を来すことのないよう、万全の対応を求める意見がありました。なお、採決に当たっては太田委員から反対討論があり、その内容は、「今回の改正案に関する説明内容によると、本庁機能の基盤のみを強化し、西吉野支所と大塔支所の現行二部五課の部制を廃止して二課にしようとするもので、二つの支所を生活の頼りとする西吉野地区・大塔地区の行政サービスを切り捨てるものにほかならない。よって、改正案に対しては憤りを感じ、強く反対する。」とのものであります。

次に、議第五十号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、五條市人権総合センターの新設に伴い五條文化会館館長の報酬及び費用弁償を条例から削除するもので、委員から、公民館長の報酬について質疑があり、「その他の公民館長については、当分の間、現在の報酬でお願いしたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査の結果、討論を省略して採決を行い、可決すべきものと決

定いたしました。

次に、議第五十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正につきましては、行財政改革に伴う手数料の見直しと戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴い条文を整理するものであり、住民基本台帳法関係、印鑑登録証明関係、税務関係証明等の手数料を、現行二百円から三百円に改正するもので、委員から、改正内容の根拠等について質疑があり、「行財政改革の一環として二十から三十年間二百円で据え置いてきた証明等の手数料を改正するもので、県内大半の市では既に三百円に改正されている。」との答弁がありました。また、市民全体の生活実態を考慮した慎重な対応を求める意見がありました。

また、その他の関係条文の内容について「今回の改正には、戸籍法及び住民基本台帳法等の一部改正に伴い、個人情報保護のために関係条文のみを改正し、手数料の改正が伴わないものもある。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査の結果、討論を省略して採決を行い、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算(第三号)につきましては、市税過誤納還付金及び還付加算金七百万円、土壌・地下水汚染調査委託料四百七十万六千円、きずみ館配管等修繕料二百万円、上野公園多目的グラウンド人工芝改修測量設計委託料百五十五万円、公営住宅ガス管入替工事費四百二十四万一千円、うちのの館管理運営補助金三千万円、農地災害復旧事業費三百九十七万六千円の合計五千三百四十七万三千円を増額補正し、その財源は、分担金、国庫補助金、県補助金、寄附金及び繰越金をもって賄うもので、初めに、歳出についての質疑を行いました。

一 総務費の過誤納還付金及び還付加算金の追加について「前年度以前の過誤納による還付については当該予算措置の必要があり、今回の補正は法人市民税の修正申告等に伴うもので、還付金の大半は法人関係である。」との答弁があり、了承した次第であります。

二 衛生費の土壌・地下水汚染調査委託料の内容について「中央公園建設に当たり、ダイオキシン、生活環境項目及び健康項目について、周辺の井戸水、宇智川の河川水、埋立地の表土及び周辺の土壌等の調査を行った。ダイオキシンについては、平成十年三月の調査当時には環境基準が設定されていなかったため、オランダ、ドイツ、スウェーデンの環境基準をもとに判断をした結果、基準値以内ということであった。また、生活環境項目及び健康項目においても基準値以内であった。」との答弁がありました。

次に、過去の調査では基準値以内であったが、今回の調査との違いをただしたのに対し、「ダイオキシンの問題が新聞で取り上げられたことで地元自治会から要望があったもので、住民の安心のために調査を行い、真実を知るのが私の役目であると思っっている。上野公園は今回が初めての調査で、中央公園は一部前回と違う場所がある。表土の基準とは二〇センチメートル以内で、今回新たにボーリング調査を行い、中央公園で一〇メートル、上野公園で五メートルを予定している。」との答弁がありました。

次に、現在の環境基準等についてただしたのに対し、「国の基準が示されたのは平成十一年十二月二十七日付けの環境省告示で、このマニュアルではダイオキシンは表土の検査で可となっております、平成十年三月の調査項目はこの基準をクリアしている。また、地元の不安解消のために行うもので、無駄ではなく、台風等の災害時には表土が洗われて大変なことになるので、調査を行い、安心であることを示したい。」との答弁がありました。

次に、市の対応として、まず平成十年の調査結果を広報することで安心してもらうことが大事であり、市長が説明責任を果たすことが先決であるとの意見がありました。

次に、無用な混乱を招く恐れがある調査の必要性についてただしたのに対し、「地元要望に基づいて、肅々と安心を与えるために行ってまいりたい。安心を与える立場のものとして、不測の事態に備え、市民の心配を払しょくしてまいりたい。」との答弁がありました。市民には国の基準に基づく調査で応えるべきであるとの意見がありました。

次に、旧焼却場跡地の活用については、環境調査結果が基準値内であれば、それを公共施設として整備することで可とする合意があったことを聞いているが、万一の高額な産廃処理経費が発生したときの対応についてただしたのに対し、「百条調査委員会が発端となって新聞に掲載されたことから、地元から要望があったので今回の予算計上となったものである。」との答弁がありました。

このようなことから、衛生費については、了承することはできませんでした。

十一時五十三分、議事の都合により延会いたしました。

十二日午前十時、延会前に引き続き再開いたしました。

三 商工費について、セミナーハウスの内容と修繕料の内容についてただしたのに対し、「研修施設を兼ねた温泉施設のきすみ館の熱交換器が老朽化したためのものである。」との答弁があり、了承した次第であります。

四 都市計画費の測量設計業務委託料及び図書作成業務委託料の内容等についてただしたのに対し、「上野公園多目的グラウンドの人工芝改修工事に伴うものである。この工事については、市民団体から、平成十五年九月と平成十六年四月、地域スポーツの振興と青少年の健全育成の観点から、魅力ある施設づくりを目的に多目的グラウンドの芝生化の要望があり、市として検討した結果、いったんは断ったが、平成二十一年八月に全国高校総合体育大会のサッカー会場として五條市が決定し、天然芝よりも維持管理が容易で、グラウンドゴルフ、ゲートボール等にも活用できるとともに、本年にも人工芝改修の要望があったため、人工芝改修工事に関連する予算計上を行った。また、県から高校総体開催に伴う施設使用依頼があったもので、全国的に競技人口の多いサッカーでもあり、子供らに夢を与えたい。」などの答弁とともに総事業費一億六千七百万円の概要説明等がありました。

委員からは、公式サッカー会場として芝生化の条件はないこと、多目的グラウンドの設置目的との整合性と総合的な判断に欠けること、現状の財政事情を考慮すべきであること、使用頻度が高くなればほかの利用者に支障が出ること、また、ランニングコストが当然に増加することなど多くの異論があり、了承することはできませんでした。

五 住宅費のガス管入替工事についてただしたのに対し、「東田中団地内の都市ガスのガス管老朽化に伴う入替工事で、過去に今井団地等でも施工している。」との答弁があり、了承した次第であります。

六 社会教育費の、「うちのの館」管理運営補助金の内容等についてただしたのに対し、「二名の方から管理運営に役立ててほしいとの寄附があったもので、藤岡邸を拠点にNPO法人が活動をされている。」との答弁があり、了承した次第であります。

七 農地災害復旧工事費については、夏に発生した豪雨によるもので、質疑及び意見はなく、了承した次第であります。
次に、歳入についてであります。

一 一般寄附金の内容等についてただしたのに対し、「市制五十周年に当たり辯天宗からの寄附によるものであり、今年度はこの一件である。」等の答弁があり、了承した次第であります。

以上、本案につきましては、慎重審査の結果、討論を省略して採決を行い、否決すべきものと決定いたしました。

次に、消防庁舎建設工事につきましては、当局から、現在の判断に至った経緯についての詳細な説明がありました。
概要につきましては、次のとおりであります。

平成十五年十一月に総務文教常任委員会で建設予定地の了承を得て、平成十七年二月に基本設計業務委託。同年八月、総務文教常任委員会で進捗よく状況の報告。平成十八年一月に土地開発公社から土地を買い戻し、同年二月、地質調査業務の委託。同年三月、測量調査業務の委託。同年五月、実施設計業務の委託。同年七月、総務文教常任委員会で進捗よく状況の報告をして、同年十一月、消防庁舎建設実施設計の策定を行い、平成十九年二月に消防庁舎建築確認。同年八月、サイレン音の体感を実施した。なお、平成十六年度から十八年度までの決算総額は、四億一千八十万円とのことであります。

委員から、先の一般質問における市長答弁の後、建設予定地で建設するかどうかの判断や説明等がなく現在に至っていることなどについてただしたのに対し、「最終的な決断は市長がするものであるが、隣接の学校に支障がないよう慎重に考えている。生徒の安全安心、広域消防問題等で熟慮しているが、一日でも早く要望にこたえるよう検討してまいりたい。」との答弁がありました。委員からは、一つの方向性を持たせるような建設的な議

論を進めているかどうかについての質疑と、市政の報告等、市長の説明責任についての意見がありました。また、委員から、市長引継ぎの際の消防庁舎建設工事関係書類の確認、業者選定方法の再検討、ヘリポート問題等についての質疑がありました。

以上、慎重審査を重ねました結果、本案につきましては、委員各位から出された意見等を十分尊重されるよう求めましたが、総務文教常任委員会としては、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのためにも、消防庁舎建設工事の早期着工を求めることについて協議をした結果、決議案を提出することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る七日に行いました議案審議において既に終了いたしました。ります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、議案ごとに討論並びに採決をいたします。

始めに、議第四十八号 五條市行政組織条例の一部改正についてに対する討論並びに採決をいたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、太田好紀議員の発言を許します。二番太田好紀議員。

〔二番 太田好紀登壇〕

○二番（太田好紀）皆さんおはようございます。

議長からの発言許可をいただきましたので、議第四十八号 五條市行政組織条例の一部改正について反対討論を申し上げます。

議第四十八号 五條市行政組織条例の一部改正につきましては、これまでの私の一般質問、また、総務文教委員会等において今回の行政組織の見直し案の説明を受けたところ、トータルでは一部十二課の削減となっておりますが、その内容は本所組織の基盤強化に偏るもので、支所組織については、現行の二部五課に対し、部制を廃止して総務部の所管となり、西吉野支所、大塔支所をそれぞれ一課制にしようとするもので、提出されております見

直し案は支所機能の縮小に偏っており、支所を頼りとする西吉野、大塔両地区の行政サービスを切り捨てる改正案にはありません。

また、総務文教委員会の市長の答弁の中に、「合併したら西吉野、大塔支所はなくなるものと思っていた。野原や阪合部の役場がなくなったように」という無責任きわまりない発言があり、理解しがたいものであります。

したがって、西吉野支所、大塔支所の両支所を切り捨て、本所機能の基盤だけを強化しようとする今回の改正案には憤りを感じながら、強く反対をするものであります。

議員各位におかれましては、このことについて十分御理解をいただき、西吉野支所、大塔支所の両支所を切り捨てようとするこの議案に、何とぞ反対に対する御協力をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）以上で討論を終結いたします。これより、議第四十八号 五條市行政組織条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

議第四十八号に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。議第四十八号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立ゼロであります。

よって、議第四十八号は否決されました。

○議長（寺本保英）次に、議第五十号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正に対する討論並びに採決をいたします。

お諮りいたします。議第五十号につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、議第五十号は討論を省略することに決しました。

これより議第五十号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議第五十号に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。議第五十号は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、議第五十号は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、議第五十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正についてに対する討論並びに採決をいたします。

お諮りいたします。議第五十一号につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、議第五十一号は討論を省略することに決しました。

これより議第五十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

議第五十一号に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。議第五十一号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、議第五十一号は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、議第六十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定についてに対する討論並びに採決をいたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、議長の許可をいただきまして、議第六十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定についての反対討論を行います。

御存じのように、総務文教常任委員長の報告も、この議案につきましては否決であります。

内容につきましては、私も総務文教常任委員長の報告と基本的には同じであるわけでありませうけれども、この最高の決議決定機関の本会議におきま

して、もう一度私の反対討論を申し上げておきたいと思えます。

第三号の中で、歳出から申し上げます。

第二款、総務費、過誤納還付金及び還付加算金追加の七百万円につきましては、賛成をいたします。

第四款、衛生費、公害対策費、委託料、土壌・地下水汚染調査委託料四百七十万六千円につきましては、反対をいたすものでございます。

その理由を申し上げます。委員長報告にもありましたように、この調査の内容は中央公園と上野公園の二箇所を調査するということであります。中央公園におきましては地表から一〇メートル掘ると、上野公園におきましては五メートル掘ってという内容でありますけれども、御存じのように、元焼却場跡地の中央公園におきましては、五條市の責任と周辺の皆さんの健康管理の目的で、既に平成十年の五月十五日に五條市の責任でダイオキシンの調査をしております。そのときの調査結果を申し上げますと、土壌で、一箇所目で一五〇ピrogram、二箇所目で一九〇ピrogram、三箇所目で八五ピrogram、四箇所目で八三ピrogram、五箇所目で七〇ピrogramというダイオキシンの調査結果が出ております。

しかし、平成十年度におきましては、国のダイオキシンの基準がまだ定められておりません。したがって、外国のドイツ、オランダ、スウェーデンの基準値を参考にして判断をさせていただいておりますけれども、その外国の基準値に比べても、それ以下の数字であったということでございます。そして、やつと日本の国会の中でダイオキシン基準が決められたのが、委員長報告にもありますように平成十一年の十二月、施行は平成十二年の一月十五日でありますけれども、その国のダイオキシンの基準は土壌で一、〇〇〇ピrogram以下ということになっております。この一、〇〇〇ピrogram以下を、今、私が申し上げました中央公園の土壌の検査と比較していただきますと、はるかにクリアしていると、一番ダイオキシンの多かったのが二箇所目の一九〇ピrogramですからね。一番多かったこれと比べても一、〇〇〇ピrogram以下でありますから、八〇〇ピrogram差がついているというところですよ。

したがって、現在の日本の法律で決められましたダイオキシン基準にもはるかにクリアしていると。このときの委託会社は、株式会社タツタ環境分析センターでございます。環境計量士は、山本俊久さんということになっております。

次に、地下水の、平成十年五月十五日におきました調査結果を申し上げます。このときの調査箇所は大体三箇所しております、中央公園の周辺。このときの結果として申し上げますと、ダイオキシンの毒性等の基準になります。それで言いますと、一箇所目は〇・三六ピrogram、二箇所目は〇・〇五二ピrogram、三箇所目で〇・五七ピrogramであります。この地下水での日本のダイオキシンの基準、平成十一年十二月に可決され、十二年一月十五日に施行されました日本の国の基準は一ピrogram以下です、地下水の場合はね。したがって、私が今申し上げました中で一番多かったの

は、最後の三箇所目の〇・五七ピコグラムでありますから、ほぼ基準値の半分だということでクリアしております。

したがって、関係の方から調査の陳情があがっておりますけれども、私は、まず、今申し上げました調査結果をその皆さん方に説明されるのが、市としての責任ある順序立った態度ではないかなというふうに思います。

したがって、今回の議案の調査の内容は、国が定めた検査基準測定分析マニュアル以上の調査になっていきます。中央公園で一〇メートル掘ると、上野公園で五メートル掘るとするのは、国の測定分析マニュアルの中ではここまで掘らなくてもいいとなっているのです。土壌の場合は、最高二〇センチ掘った検査でいいということになっております。

したがって、同じような繰り返しになりますけれども、まず、五條市の責任でこの間行なった調査結果と、国基準に照らしてクリアしているところを皆さん方に報告すべきだということから、この一般会計補正予算の中の四款衛生費につきましては反対を申し上げる次第でございます。

六款商工費につきましては、賛成いたします。

それから、七款都市公園管理費につきましては、委員長報告にもありましたように総務文教委員会では承認されております。内容は、委員長報告にもあつたとおりでございます。

それに付け加えて私の反対討論を申し上げますと、結論から申しますと、これは県の方から全国高校総合体育大会の会場として五條市も会場を提供してほしいという依頼があつたことでもあります。その、県からの要望のときにも、サッカー場は芝生を敷いてくれという依頼もなかつたわけがあります。また、同時に、こういう全国高校総合体育大会のサッカーを行う場合の公式試合の場合でも、その決まりの中には人工芝生、芝生等を敷いている場所でないといけないことにはなっていないわけですね。

したがって、総工費が一億六千七百万ですけれども、そのうち二分の一が国、残りの二分の一のうちの約七〇パーセント、六千百万円が過疎債、市の負担が二千六百万円ということでありますけれども、やはり何年後にはまた敷き替えなければいけないということもあります。

したがって、サッカーの皆さん方の気持ちから考えればこれは理解のできないこともないわけでありますけれども、五條市の今の財政状況からいけば、何年かには一遍行われる全国高校総合体育大会のサッカーの試合のときだけこれだけのばく大な五條市の財政負担をするというのは、現時点では賛成できないということを申し上げて、この件につきましては反対をいたします。

次、第七款、土木費、公営住宅建設費、東田中団地ガス管入替工事につきましては、賛成いたします。

次、第九款、教育費、文化財保護費の「うちのの館」管理運営補助金についても、賛成をいたします。

最後、十款、農地災害復旧費につきましても、賛成いたします。

以上の内容をもって、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（寺本保英） 以上で討論を終結いたします。

これより、議第六十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定についてを起立により採決いたします。
議第六十号に対する総務文教常任委員会委員長長の報告は、否決であります。
お諮りいたします。議第六十号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英） 起立ゼロであります。

よって、議第六十号は否決されました。

○議長（寺本保英） 次に、消防庁舎建設工事については、総務文教常任委員会委員長から報告があつたとおりであります。

○議長（寺本保英） 次に、日程第二、発議第十一号を議題といたします。事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光） 発議第十一号 消防庁舎建設工事の早期着工を求める決議。
標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求めます。

平成十九年十二月十四日提出

提出者	五條市議會議員	黄木英夫
賛成者	五條市議會議員	大谷龍雄
〃	〃	花谷昭典
〃	〃	山田由比己
〃	〃	池上輝雄

○議長（寺本保英）提案の趣旨説明を求めます。総務文教常任委員会黄木英夫委員長。

〔総務文教常任委員長 黄木英夫登壇〕

○総務文教常任委員長（黄木英夫）ただいま上程されました発議第十一号 消防庁舎建設工事の早期着工を求める決議につきましては、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

消防庁舎建設工事の早期着工を求める決議（案）

五條市消防本部は昭和三十八年に発足し、その拠点としての消防署庁舎は昭和四十三年に完成、現在の消防庁舎は昭和五十八年に完成したところである。

年月の経過とともに建物全体は老朽化し、市勢の拡大に伴い消防職員の増員が図られていることもあり、施設内は狭あい、劣悪な環境のもと、消防職員は日夜、市民の生命、身体、財産を守るため任務の遂行に当たっている。

市議会としても、総務文教常任委員会において幾度となく現況等の報告を受けるとともに慎重な協議を重ね、これら懸案事項を解消するための事業計画についての承認をしてきたところである。

しかしながら、吉野晴夫市長は、教育環境の保全と広域消防の動向等を理由として、建設予定地の見直しを市長就任早々に表明し、本年八月には建設予定地に隣接する中学校において緊急車両サイレン音の体感会を行い、八月二十一日付けの朝刊では、この日の体感会のアンケート結果も参考にして建設予定地で建設するかの最終決断をするとの報道がされたところであるが、それ以来、検討の経過、代替案等何の説明もなく、約四、〇〇〇平方メートルの建設用地とともに事業計画が宙に浮いている状態で現在に至っている。

南海・東南海地震が懸念される昨今においては、一日でも早い防災拠点の整備が待たれるところであり、火災、救急、救助に不安なく市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのためにも、速やかな着工を求めるところである。

以上、五條市議会は消防庁舎建設工事の早期着工を求めここに決議する。

平成十九年十二月十四日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第三、議第四十五号、議第五十五号、議第六十一号及び議第六十二号の四議案並びに岡町地内平成十九年度岡中継施設築造工事の計画中止についてを一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生常任委員会榎塚凱一委員長。

〔厚生常任委員長 榎塚凱一登壇〕

○厚生常任委員長（榎塚凱一）ただいま議題となりました、議第四十五号、議第五十五号、議第六十一号、議第六十二号の四議案及び動議により付託されました「岡町地内平成十九年度岡中継施設築造工事の計画中止について」につきまして、厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る七日の本会議において当委員会に付託され、十日午後一時三十分から開会し、さらには、延会後の十二日午後二時から再開いたしました。

た委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

始めに、議第四十五号 五條市人権総合センター条例の制定につきましては、人権と福祉のまちづくりを基調とし、社会福祉の増進、児童の教育・文化の向上を図り、共に助け合うまちづくりを目指すことを目的とした五條市人権総合センターを新設したため、設置目的、名称及び位置、使用料等を定めようとするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十五号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、「水道局」を「上下水道部」に改めるもので、委員長から、関連する五條市組織条例の一部改正が総務文教常任委員会において否決すべきものとすることに決したとの説明がありました。本案につきましては、審査の結果、採決を行い、否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきましては、老人保健拠出金一千二百五十九万六千円、一般被保険者保険税還付金百万円、療養給付費等負担金返還金二千五百三十九万九千円の合計三千五百十三万五千円を増額補正し、その財源は繰越金をもって賄うもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十二号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）につきましては、落雷災害に起因する施設電気計装設備修繕料四百万円を増額補正し、その財源は、機械設備損害補償保険料で賄うもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、可決すべきものと決定いたしました。

次に、岡町地内平成十九年度岡中継施設築造工事の計画中止につきましては、委員から、工事自体の中止を決めた経緯と経過、事業計画の必要性等についてただしたのに対し、「岡配水系統は、岡ポンプ場から延長三、一八〇メートル、高低差一七五メートル上方の上之町に設置している岡配水池に送水し、田園地区、岡地区、牧野地区及び北宇智地区の約三千五百戸、日量四、〇〇〇立方メートルを給水している重要な施設であるが、市道旧岡中線に埋設している送水管は低地域において一平方センチメートルに二〇キログラムの高水圧を有しており、万一の災害時における不安はぬぐい去ることができない状況にある。しかし、供用開始の五十七年当時の震災対策は現在ほど重要視されていなかったのが現状で、平成七年一月の阪神淡路大震災による水道事故は免れたものの、安全対策上の一つとして平成八年に岡配水池に緊急遮断弁を設置したが、抜本的な対策には至っていないものであった。平成十一年には京奈和自動車道関連工事で五〇〇ミリ送水管の移設工事を行ったが、高水圧の対応に苦慮したことから水圧の軽減緩和対策の重要性を再確認したところである。その後の検討において、平成十七年度に基本計画の策定、平成十八年度に実施計画の策定と岡中継ポンプ施設用の

地購入を行い、本年度に中継施設を築造する予算措置を行ったところであるが、談合情報により入札の中止となったものである。」との答弁と談合情報の詳細についての説明がありました。

次に、中止決定の判断に至った調査の依頼をしたコンサルタント業者名を明らかにすることと、中止決定前に委員会に対して説明のなかったことなどについてただしたのに対し、「大地震が発生したときには、約四億円の中継施設築造工事をしたとしてもすべてが助かるものでもなく、昭和五十七年当時は十分に耐えうる設計のもとに施工されている。コンサルタント業者からは、敷設時から高水圧に耐えうる管種で設計されており、その後の不都合も生じていない。また、法定耐用年数から老朽化による不安があるとは言えず、緊急を要するものではない、との返事がある。コンサルタント業者名については不要な混乱を来すために発表は控えたい。中止決定に関しては、委員会に報告する義務はない。」との答弁がありました。また、既設ポンプ改良工事、配水池築造工事、配管工事電気設備工事等の工事概要説明がありました。また、委員から、本年十一月二十六日の監査提出書類の内容と十一月二十八日付けの朝刊による工事中止報道との整合性についてただしたのに対し、「談合情報による入札執行の中止を決定した際、水道事業管理者から、更なる競争性を高めた再入札の準備の指示と調査のための日数が必要であるとの指示があったためである。」との答弁がありました。また、工事中止の新聞報道に關しての事前説明の取扱いについての意見がありました。

午後二時二十八分に休憩をして、午後三時三分に再開しました。

冒頭、市長から、「今後は文書による正確な報告の仕方に改めたい。」との報告がありました。

午後三時四分、議事の都合により延会いたしました。

十二日午後二時、延会前に引き続き再開いたしました。

まず、当局から、岡中継施設築造工事の対象事業費四億六百三十万八千円について、財源内訳として、四億五百万円の起債と自己資金百三十万八千円となっていることの説明があり、続いて、委員から、市長が中止決定の判断をすることになる調査をしたというコンサルタント業者名の公表を重ねて求めたのに対し、「しかるべきコンサルタント業者に調査を依頼したが、コンサルタント業者としては余計なトラブルを避けるために業者名は控えたいとの意向であり、調査結果については自信を持って渡したものであるとのことである。基本的に地震対策にはならず、あくまでも緊急性を要しないもので、偶然的談合問題をきっかけとして工事自体の正当性を疑問に思い調査をした。この結果については、自信を持っている。」との答弁がありました。また、平成十六年度当時から協議により本件予算措置に関する当局の説明により承認もしてきた経緯がある中、今回の判断に対する質疑に対するの当局からの説明には到底納得できるところがなく、午後二時十六分に休憩をしました。

午後三時十三分に再開しました。

当局から、コンサルタント業者名は、「不必要なトラブルを避けるために、公表はしない。」との答弁があり、質問に対する正当な答弁が得られませんでした。本件につきましては、当委員会を軽視した、誠に残念な結果であります。

以上、慎重審査を重ねましたが、厚生常任委員会としては、地域住民の安全・安心のためにも、岡中継施設築造工事の工事中止撤回と早期着工を求めることについて協議をした結果、決議案を提出することに決定し、本案につきましては継続調査いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（寺本保英）ただいまの厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案につきましては、議案ごとに討論並びに採決をいたします。

初めに、議第四十五号 五條市人権総合センター条例の制定についてに対する討論並びに採決をいたします。

お諮りいたします。議第四十五号につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、議第四十五号は討論を省略することに決しました。

これより議第四十五号 五條市人権総合センター条例の制定についてを採決いたします。

議第四十五号に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。議第四十五号は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、議第四十五号は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、議第五十五号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてに対する討論並びに採決をいたします。

お諮りいたします。議第五十五号につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、議第五十五号は討論を省略することに決しました。

これより議第五十五号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。議第五十五号に対する厚生常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。議第五十五号は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立ゼロであります。

よって議第五十五号は、否決されました。

○議長（寺本保英）次に、議第六十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定についてに対する討論並びに採決をいたします。お諮りいたします。議第六十一号につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、議第六十一号は討論を省略することに決しました。

これより議第六十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。議第六十一号に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。議第六十一号は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。

よって、議第六十一号は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、議第六十二号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定についてに対する討論並びに採決をいたします。お諮りいたします。議第六十二号につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、議第六十二号は討論を省略することに決しました。

これより議第六十二号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。

議第六十二号に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。議第六十二号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。

よって、議第六十二号は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、岡町地内平成十九年度岡中継施設築造工事の計画中止については、厚生常任委員会委員長から報告があったとおりであります。

○議長（寺本保英）次に日程第四、発議第十二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第十二号 岡中継施設築造工事の工事中止撤回と早期着工を求める決議。
標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成十九年十二月十四日提出

提出者	五條市議會議員	樫塚凱一
賛成者	五條市議會議員	田原清孝
〃	〃	山本久和
〃	〃	峯林宏政
〃	〃	益田吉博
〃	〃	藤富美恵子

○議長（寺本保英）提案の趣旨説明を求めます。厚生常任委員会榎塚凱一委員長。

〔厚生常任委員長 榎塚凱一登壇〕

○厚生常任委員長（榎塚凱一）ただいま上程されました発議第十二号 岡中継施設築造工事の工事中止撤回と早期着工を求める決議につきましては、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

岡中継施設築造工事の工事中止撤回と早期着工を求める決議（案）

現在、上水道の岡配水系統は、岡ポンプ場から岡配水池に送水して田園地区、岡地区、牧野地区及び北宇智地区の約三千五百戸、日量四千立米の給水となっているが、市道旧岡中線に埋設されている送水管については低地域において高水圧を有しており、万一の災害時における不安はぬぐい去ることができない状況にある。

そのようなことから、防災対策上・安全対策上の事業として中継施設を築造し、低地域にある送水管の高水圧の緩和を図るとともに、災害時における応急給水拠点としての整備を図り、上水の安定供給に一層寄与することができるとして、平成十八年度には岡中継ポンプ施設の用地購入を行い、本年度において中継施設築造工事の計画が行われていたところである。

しかしながら、吉野晴夫市長は、これを緊急性がないとして工事自体の中止を決めたとの報道が、十一月二十八日付けの朝刊において突然発表されており、この中止決定に至った経緯・結果については、住民の代表であり、議決機関である市議会に対して事前に何の説明もなく、ましてや、万一の場合においては一番被災が危ぐされる地域住民に対しての説明責任が全く果たされていないところである。

南海・東南海地震が懸念される昨今においては、岡配水系統の高水圧の緩和が急がれるところであり、市議会としても過去数年前から震災対策としての指摘を行い、事業予算についての承認をしてきたところでもある。

この事業計画実施によって、上水の安定供給を図るとともに、防災対策・安全対策が措置されることであり、地域住民の安全・安心のためにも工事中止の撤回を行い、速やかな事業の実施を求めるところである。

以上、五條市議会は岡中継施設築造工事の工事中止撤回と早期着工を求め、ここに決議する。

平成十九年十二月十四日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（寺本保英）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

（「十六番」の声あり）

○議長（寺本保英）十六番榎塚凱一議員。

○十六番（榎塚凱一）岡中継施設築造工事が中止に至った経緯を調査するため、動議を提出します。

○議長（寺本保英）ただいまの榎塚凱一議員からの動議に、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）ただいま榎塚凱一議員から岡中継施設築造工事が中止に至った経緯を調査するための動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、岡中継施設築造工事が中止に至った経緯を調査するための動議は可決されました。

よって、日程に追加し、議題といたします。（「十六番」の声あり）

○議長（寺本保英）十六番榎塚凱一議員。

○十六番（榎塚凱一）先ほど委員長報告でも申し上げましたとおり、先の厚生常任委員会において岡中継施設築造工事の工事中止の判断に至った経緯を明らかにするよう市長に求めましたが、市長から納得のできる説明がありませんでした。

この際、岡中継施設築造工事の計画中止に関する事項を検査するため、地方自治法第九十八条第一項の権限を厚生常任委員会に委任されるよう求めます。

○議長（寺本保英）これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

これより本件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。岡中継施設築造工事の計画中止に関する事項を検査するため地方自治法第九十八条第一項の権限を厚生常任委員会に委任すること、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立多数であります。

よって、岡中継施設築造工事の計画中止に関する事項を検査するため、地方自治法第九十八条第一項の権限を厚生常任委員会に委任することになりました。

○議長（寺本保英）次に、追加日程第二、議第四十六号、議第四十七号及び議第五十三号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、建設経済常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。建設経済常任委員会榮林末次委員長。

〔建設経済常任委員長 榮林末次登壇〕

○建設経済常任委員長（榮林末次）ただいま議題となりました、議第四十六号、議第四十七号及び議第五十三号の三議案につきまして、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る七日の本会議において当委員会に付託され、十一日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

始めに、議第四十六号 五條市五万人の森公園条例の制定につきましては、指定管理者制度の導入に伴い、五万人の森公園の設置目的、名称及び位置、休園日、利用料金等を定めようとするもので、当局から指定管理者制度に係るスケジュール等について詳細な説明がありました。委員からは、指定管理者の募集方法、概算額、指定管理者選定委員等について質疑があり、「市の広報紙やインターネット、新聞折り込み等を活用した募集方法を考えているが、県内かつ市内を優先し、事業計画等の優れた管理者を選定するために先進事例等も参考に検討してまいりたい。募集期間については、一月二十日ごろから四月二十五日ごろまでと考えている。予算的な面については七百から八百万円と見込まれ、契約期間は三年である。また、選定委員には弁護士、中小企業診断士、議員等で七名までの人数で検討している。」との答弁がありました。指定管理者の選定に当たっては、充実した施設で十分な活用ができる施設となるよう、選定委員に大いに期待する意見がありました。また、委員から、五万人の森に隣接する五條文化博物館とはまさしく一体化した施設としてとらえているが、休園日について、博物館が月曜日で五万人の森が水曜日と定めた根拠について質疑があり、「水曜日の設定については暫定的な措置であり、いろいろな意見をいただきながら幅広く検討してまいりたい。」との答弁があり、了承した次第であります。

次に、議第四十七号 五條市上野公園等条例の制定につきましては、指定管理者制度の導入に伴い、上野公園と阿田峯公園の設置目的、名称及び位置、休園日、利用料金等を定めようとするもので、当局から詳細な説明がありました。委員から、契約年数延長の具体案についての提言がありました。また、本制度の導入理由、多目的グラウンド等の今後の対応について「契約年数は五万人の森と同じく三年であるが、支障がなければ延長が可能であると考えている。本制度の導入理由については、一番には、施設管理の効率化と管理経費の削減であり、施設の今後については、市と指定管理者との協議による。また、現在配置されている職員についても、指定管理者と協議を進めてまいりたい。」との答弁がありました。また、利用料金等について「ただしたのに対し、「利用料金の減額又は免除を認めているが、指定管理者と連携しながら管理運営費の削減に努めてまいりたい。」との答弁があり、了承した次第であります。

次に、議第五十三号 五條市農業集落排水処理施設条例の一部改正につきましては、西吉野町滝地区の農業集落排水施設の下水处理費における受益

者負担金の整合性を図るため、一般家庭のうち、一世帯の年間使用料金を一万八千円から三万六千円に改めるとともに、それぞれの納期限を三月二十五日とするもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議員各位には、御了承をよろしくお願いいたします。

○議長（寺本保英）ただいまの建設経済常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま建設経済常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、あさっては休会とし、次回、十七日午前十時に再開して議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時十九分散会